

令和5年6月

世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業について

保育施設等を運営する事業者に対して、保育士等の宿舎の借上げ経費を支援することにより、保育士等が働きやすい環境を整備し、人材確保及び離職防止に寄与します。

【支援対象】

区内で保育施設等(*1)を運営する事業者が、常勤の保育士等(*2)を、運営事業者が借上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借上げに係る経費を支援します。

*1 対象となる区内の保育施設等は次のとおり

私立認可保育園、認定こども園、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、保育室、保育ママ、病児・病後児保育施設、一時保育専用施設

*2 対象となるのは以下の条件を満たす施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師又は看護師

- ①常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）であり、当該保育施設等において保育の業務に従事していること
- ②当該保育施設等を経営する法人の役員等でないこと
- ③平成27年3月以降に、運営事業者が借上げた宿舎に居住していること
- ④雇用主の宿舎を正当な理由なく転居したことがないこと
- ⑤本人及び同居者が住宅手当等の支給を受けていないこと
- ⑥区が開講する保育の質の向上に関する研修を受講すること

【補助金額】

補助対象経費（上限82,000円）の7/8（上限71,750円）
（1/8は運営事業者の負担になります）

【対象となる経費】

賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料など。敷金、仲介手数料、保証金など預かり金的な性格を有するものや手数料に相当するものは対象外です。

※運営事業者によって実施内容が異なるため、詳細は各事業者にご確認ください。

担当：世田谷区子ども・若者部
保育課

TEL：03-5432-2320